

電気通信大学UECプライム会員規約

制定 令和5年10月1日

改正 令和6年10月8日

(趣旨)

第1条 この規約は、電気通信大学UECプライム規程（以下「規程」という。）第2条第2項に基づき、産学官連携会員組織「UECプライム」（以下「本組織」という。）の会員、サービス等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本組織は、電気通信大学（以下「本学」という。）が産業界をはじめとする多様なステークホルダーに対して、さまざまな協働・共創の場を提供し、その連携を通じて、知の社会実装と高度人材の輩出に向けた産学連携の好循環を実現することを目的とする。

(会員資格)

- 第3条 本組織の会員となることができる者は、前条に定める目的に賛同する企業、自治体、教育・研究機関等の団体とする。
- 2 原則として個人は会員となることができない。ただし、本学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3 会員の資格期間は、1年間とする。但し、期間満了の2週間前までに会員から退会届の提出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、翌年以降についても同様とする。

(入会・退会)

- 第4条 入会を希望する場合は、本規約に同意の上、所定の申込書を産学官連携センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。
- 2 前項により申込みがあった場合は、本学に置くUECプライム運営委員会で審査の上、センター長が入会の可否を決定する。
- 3 退会を希望する場合は、退会希望日の2週間前までに、所定の退会届けをセンター長に提出するものとする。

(排除条項)

- 第5条 以下に掲げる者は、会員となることができない。
- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者またはそれらの構成員（以下「反社会的勢力」という。）

- (2) 安全保障輸出管理上、問題となるおそれのある者
- (3) その他本組織の趣旨目的に反し、その活動の妨げとなるおそれのある者

2 本学は、会員が次の各号に該当することが明らかとなった場合には、退会させることができる。

- (1) 本規約に反する行為を行った場合
- (2) 前項に該当することが明らかとなった場合
- (3) 本会の信用を失墜するなど、本学に対して著しい不利益をもたらす行為を行った場合
- (4) その他退会させるべき正当な事由がある場合

(会費)

第6条 会費は原則無料とする。ただし、次条第1号及び第2号に掲げるもの以外の個別サービスの提供にあたっては、別に定めるところにより有料とする場合がある。

(サービス)

第7条 本学は、会員に対して、以下に掲げるサービスを提供する。

- ①多様な産学連携推進に関する各種プログラム（共同研究、リスクリング、就職、インターンシップ、社会人博士受入れ、企業講師招聘など）に関する情報の一元的な提供
- ②会員専用のワンストップ相談窓口（コンシェルジュサービス）の設置（相談・要望を踏まえた学内の担当部署への橋渡し）
- ③その他、本学と産業界との協働・共創に資する取組み

(情報の取扱い)

第8条 本学は、会員から得た情報は、本組織の目的及び本学の産学官連携に関わる業務並びに本学から当該会員への情報提供以外には使用しない。ただし、本組織の目的の実現に資する活動のため、あらかじめ会員から同意を得た場合はこの限りではない。

2 その他情報の取扱いについては、個人情報保護法その他関係法令の定めるところによるものとする。

(免責)

第9条 本組織の提供する情報を利用することで発生した紛争や損害に対して、本学は責任を負わないものとする。

(事務局)

第10条 本組織の事務局は、電気通信大学産学官連携センター産学官連携支援部門が担う。

(その他)

第 11 条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、産学官連携センター長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 0 月 8 日から施行する。